

[カード入金サービス利用規定]

(2024年6月改定)

株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)のカード入金サービス(以下「本サービス」といいます)を申し込む企業(以下「契約者」といいます)は、契約者の従業員(なお、本利用規定において「従業員」とは、契約者と直接的な雇用契約または間接的な雇用契約で契約企業の為に労務を提供している者を指し、カード入金サービスのATM利用ルール(以下「利用ルール」といいます)に定義された労働形態の者をいいます)が、当行その他の取扱店に備え付けられた当行所定の現金自動預入支払機(以下「ATM」といいます)を利用し、1.(2)に定める入金専用口座に集金等の預け入れを行う本サービスを利用するにあたり、当行と契約者との間に以下の利用規定および利用ルールが適用されることに承諾の上、申し込むものとします。

1. サービス内容

- (1) 当行は契約者の従業員が、1.(3)に基づき当行が発行したカード(以下「カード」といいます)により「カード入金サービス利用申込書兼手数料引落依頼書」(以下、利用申込書)で選択したATMを利用し、預け入れを行ったとき、これを3.(1)に定める手続きに従い収納するものとします。カードの利用は、契約者の従業員に限定され、第三者による利用はこれを認めません。
- (2) 契約者は預け入れの為、利用申込書に記載する普通預金口座(以下「入金専用口座」といいます)を開設するものとします。なお、入金専用口座に関し、3.(1)②によって振替がなされるまでの間、契約者は、普通預金払戻請求書により入金専用口座開設店においてのみ払い戻しできるものとします。
- (3) カードの発行に関しては、次の各号によるものとします。
 - ① カードは契約者の依頼に基づき、当行が発行します。なお、カードは預け入れのみ使用できるものとし、出金に使用することはできません。
 - ② 契約者は、1.(3)①のカード発行依頼に際し、当行所定の「入金専用カード発行依頼書兼受取書」を当行に提出してください。
 - ③ カードの紛失等により、契約者がカードの再発行を受ける必要が生じた場合は、1.(3)①②の定めるところに従い、当行が再発行します。
 - ④ カードの所有権は当行に帰属するものとします。
 - ⑤ カードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

2. 申込手続

(1) 本サービスを利用するためには、各規定の各条項を認識し了承の上、当行所定の申込その他の手続が必要です。当行がかかる手続を受け付け、本サービスの利用を承諾し、当行所定の手続を行った時点において、契約者は、本規定に従い本サービスを利用できることになるものとします。なお、本サービスの利用の申込その他の手続がなされた場合であっても、当行の判断により本サービスの利用を承諾しないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断において何ら異議を述べないものとします。

3. 利用方法

- (1) 契約者の従業員が預け入れした場合の当行の収納手続きは、次の各号によるものとします。
 - ① 預け入れがなされたとき、その都度ATMより当行所定の「ご利用明細」が発行されるものとします。なお、「ご利用明細」には前残高および差引残高は表示されません。
 - ② 契約者は、別途当行と契約する「資金自動集中配分サービス」の依頼書の内容に従い、入金専用口座で受入した受入高全額(ただし1.(2)に基づき契約者が普通預金払戻請求書により払

い戻しを受けた金額を除きます)を、契約者が別途指定する預金口座(普通預金口座または当座勘定に限ります)に振り替えることを、当行に対し依頼するものとします。

③ 契約者は、当行所定の手続きにより成立した預け入れについて、取り消すことはできません。

(2) 当行は、入金専用口座への入金明細の照会を、契約者が別途利用する当行の「Web 21」等を通じて行うものとします。ただし、当行が特に認めた場合には、当行は入金専用口座への入金明細が記載された帳票を契約者に送付するものとします。

(3) 本サービスを利用できるATMの範囲は、以下のATMのうち、利用申込書で選択したものに限り、

① 当行がその有人店舗および無人出張所に設置しているATM

② 他行との共同出張所のうち、イーネット、ローソン銀行、セブン銀行のATM(以下「共同利用型ATM」といいます)

③ ゆうちょ銀行のATM

なお、共同利用型ATMおよびゆうちょ銀行ATMの利用にあたって、契約者は、別途当行が交付する利用ルールを遵守するものとします。

4. 手数料

当行は、契約者が支払うべき本サービスの所定の手数料を、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出、カードまたは当座小切手の提出なしに、利用申込書に定める手数料引落口座から、当行所定の日自動的に引き落とすものとします。

5. 免責事項

(1) ATMの回線故障等の当行の責によらない事由でATMが利用できない場合には、当行は責任を負いません。

(2) 共同利用型ATM設置店又はゆうちょ銀行ATM設置店の事情により、契約者が共同利用型ATM又はゆうちょ銀行ATMを利用できない場合は、それによって契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) 当行は金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合は、契約者に事前に通知のうえ、取扱ATMの範囲を変更できるものとします。これにより契約者に損害が生じたときは、当行は責任を負いません。

(4) 本規定の他の条項にかかわらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者その他の第三者におけるあらゆる誤った取扱い等、当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行わなかった場合または誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(5) 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、契約者が責任を負うものとし、当行は責任を負いません。また、当行の責めに帰すべき事由がある場合においても、当行の損害賠償責任は純粋に当該事由に起因して現実に発生した直接損害に限り、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる損害等について当行は責任を負いません。

6. ATM運営上の問題解決

本サービスの利用により、ATMの運営に問題が発生した場合は、当行は契約者に改善を求めることができるものとし、契約者はその改善の申し入れに対し誠実に対応するものとします。

7. 届出事項の変更等

(1) 連絡先の届出

当行は契約者に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。

その場合、当行に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

(2) 届出事項の変更

当行に対する届出事項に変更がある場合、および届出印章を紛失した場合、契約者は直ちに当行

所定の方法により取引店あてに届け出るものとします。

(3) 通知等の到着

当行が7. (1)の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。なお、届出を行った変更等の内容が反映するまでには当行所定の期間がかかります。反映期間がかかることにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

8. 本利用規定および利用ルールの変更等

- (1) 当行は本利用規定および利用ルールの変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本利用規定および利用ルールの内容を変更できるものとし、変更後の本利用規定および利用ルールは公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1ヶ月以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。
- (2) 本利用規定および利用ルールが店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本利用規定または利用ルールの内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスのお申込および本サービスのご利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本利用規定をご確認ください。

9. 解約等

(1) 都合解約

- ① 本契約は、当事者の一方が他方に対して当行所定の方法により通知することによりいつでも解約することができるものとします。なお、契約者が本契約を解約する場合には、契約者は事前に契約者の従業員に通知を行うものとします。
- ② 上記9. (1)①の規定に基づき本契約が解約されたことにより契約者に損害が生じた場合であっても当行は契約者に対して責任を負いません。

(2) 強制解約

契約者に以下の各号の事由が一つでも生じた場合、当行は契約者に事前に通知することなく、1. (2)に定める入金専用口座に対するいっさいの入金を停止し、本契約を解約することができるものとします。その際当行は、1. (2)に定める入金専用口座や3. (1)②に定める資金自動集中配分サービスについても、同様に解約することができるものとし、契約者はこれに異議を申し出ないものとします。

- ① 当行に支払うべき本サービスの手数料を2ヶ月連続して支払わなかった場合
- ② 手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
- ③ 支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申し立てがあった場合、または契約者の財産について仮差押、保全差押、差押もしくは競売手続開始があった場合
- ④ 上記9. (2)②および③の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合
- ⑤ 解散その他営業活動を休止した場合
- ⑥ 申込書または本利用規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合
- ⑦ 本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合
- ⑧ 本利用規定の他、契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要とする事由が生じた場合

⑨ 1年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合（ただし、4.に定める手数料等を継続して支払っている場合を除きます）

⑩ 相続の開始があった場合

(3) 取引の制限

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行は契約者に事前に通知することなく、本規定に基づく取引の全部または一部を制限することができるものとし、契約者はこれに異議を申し出ないものとし、ただし、取引が制限された場合にあっても、資料の提出や契約者の説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は当該取引の制限を解除するものとし、

① 当行が、カード利用者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が当該依頼に対し、正当な理由なく当行が別途定める所定の期日までに提出をいただけない場合

② 上記①の確認や資料の提出依頼に対する契約者の対応、具体的な取引の内容、契約者の説明内容およびその他の事情に照らして、本サービスがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合

(4) 本サービスの休止

当行は、本システムに関する運用上または技術上やむを得ない事由が生じた場合には、事前に契約者に通知することなく、本サービスを一時的に休止できるものとし、

(5) 本サービスの停止・廃止

当行は、30日前の事前の通知（当行の電子署名を付した電子データによる通知も含むものとし、）をもって本サービスを停止または廃止することができます。ただし、緊急やむを得ない場合、当行は事前の通知をすることなく、本サービスを一時的に停止または廃止することができます。本サービスを廃止する場合には、当該廃止の効力が生じた時点において、本契約は終了するものとし、

10. 契約期間

本サービスの当初契約期間はサービス開始日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出ない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

11. 各種規定の準用

本利用規定の定めが無い事項については「資金自動集中配分サービス利用規定」「利用ルール」により取り扱うものとし、

12. 準拠法と管轄

本利用規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとし、本利用規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上